

平成26年6月12日開催

東京地方裁判所委員会「民事執行の現状」報告

第一東京弁護士会会員 高橋 順一 (40 期)

去る6月12日、「民事執行の現状」を議題として東京地方裁判所委員会が開催されました。同委員会は、裁判所5名・検察庁1名・警視庁1名・学識経験者（いわゆる市民委員）9名・弁護士3名（東京三会から各1名ずつ）からなる計19名の委員が年に3回ほど会合を開き、「裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる」ことを目的として意見交換等を行っています。

東京三会では、同委員会及び同趣旨のもと設けられている東京家庭裁判所委員会の審議を充実させるため弁護士委員を支援するバックアップ協議会や市民委員も参加できる事前勉強会を各委員会の日程に合わせて開催しています。

今回より、両委員会の活動の中から、会員の皆様に有益と思われる情報を会報にて提供していくことにいたしましたので、業務の参考にいただければ幸いです。

◆民事執行の概況

執行センターでは、不動産競売（BIT）等、ネットへの情報提供を積極的に進め、不動産執行事件の迅速化と売却率の高率化を図っているが、取扱事件数は、平成3年をピークに漸減。日本最大の執行専門部として民事執行の「センター機能」の発揮を目指して最新情報等の提供も実施。

◆主な質疑応答内容

債権執行の実効性を高めるための工夫、内覧制度の利用状況、各地裁における書式等の差異、競売物件の買受状況、競売手続中の不動産が任意売却される割合、共有物分割のための形式競売の実施状況、調停や和解の履行率、遅延損害金と強制執行の申立時期等について質疑応答を実施。この中で、注目すべき事項は、次の2点であった。

【フリガナを付した債権執行の申立て】

金融機関では、主に預金者の氏名（フリガナ）や

生年月日等で口座を管理していることから、差押口座特定のため債務者名にフリガナを付した債権執行の申立ても考えられるかとの弁護士委員からの質問に対し、裁判所は、他の地裁ではそのような例もあると聞いている、問題は債務名義との不一致のリスクであり、判決の表記にもかかわることだが、**申立人（債権者）のリスクにおいてフリガナを付すことはあり得る**との見解が示された。

【各地裁における書式や取り扱いの差異】

地裁ごとに請求債権の明細（弁済等の充当）等の書き方が異なり、利用者は困惑する、書式の統一化はできないのかとの市民委員からの指摘に対し、裁判所は、**横浜や千葉等の地裁とは定期的に運用統一化のための協議を実施、大阪地裁とも協議していること**を明らかにした。

東京地裁民事第21部のWEBサイト「インフォメーション21」（<http://www3.ocn.ne.jp/~tde21/>）には、競売手続の他、全国統一の書式ではないが**参考書式例が掲載されていてダウンロードが可能である**との紹介があった。ぜひご覧いただきたい。

◆今後の地裁委員会

- 平成26年10月2日午後3時「医療観察等について」
- 平成27年2月5日午後3時 議題は未定

次回以降は、法曹以外の委員1名宛の持ち回りで、裁判所への提言や注文を10分程度開陳することも予定されている。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

＊問い合わせ先

司法調査課 TEL.03-3581-2207